

西出順郎氏博士学位申請論文審査報告書

博士学位申請者 西 出 順 郎

学位申請論文題目名 『政策評価制度の評価行動』

論文書式 A4 横書き(37 字×36 行)、目次 2 頁、本文・脚注 119 頁、補論・参考文献等 38 頁。

受理決定日 2018 年 4 月 18 日

審査委員

主査 縣 公一郎 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学)
(Dr. rer. publ.(シュハイアー行政大学院))

副査 山 田 治 徳 早稲田大学政治経済学術院教授(計量行政学)

副査 稲 継 裕 昭 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学、公共経営論)
(博士(法学)京都大学)

副査 山 谷 清 志 同志社大学政策学部教授(行政学)
(博士(政治学)中央大学)

副査 源 由理子 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授(社会開発・評価)
(博士(学術)東京工業大学)

最終口頭試問日 2018 年 6 月 08 日 14:00-16:30 於 3 号館 1116 教室

早稲田大学大学院公共経営研究科

1. 論文の構成

本論文は、序説、第1部、及び第2部から成り、合計10章を以て論述されている。その構成は以下のとおりである。

目次

第1章 序説

第1節 研究目的	1
第2節 研究の枠組	2
第3節 本研究の意義	6
第4節 本論の構成	9
第5節 用語の定義	10

第1部 評価行動の検討 編

第2章 評価制度の先行研究

第1節 評価制度の概説	12
第2節 先行研究の論点	16
第3節 批判的検討	21

第3章 評価制度の評価行動仮説

第1節 評価行動の作業行程	24
第2節 一般理論の援用	24
第3節 仮説の設定	28

第4章 評価行動の確認

第1節 分析の枠組	32
第2節 分析事例の概要	34
第3節 評価結果の検証	37
第4節 活用行動の検証	41
第5節 考察	44

第5章 評価行動のモデル化

第1節 分析の枠組	46
第2節 評価行動仮説の操作化	47
第3節 仮モデルの設定	51
第4節 仮モデルの検証	54
第5節 考察	58

第6章 評価行動の因果的説明

第1節 分析の枠組	62
第2節 評価作業の実際	63
第3節 評価目的の存在意義	64

第4節 評価目的と評価結果の特性	67
第5節 考察	70
第6節 第1部の小括	72
第2部 制度設計の検討 編	
第7章 現行制度の枠組	
第1節 内部評価の制度設計	74
第2節 外部牽制の制度設計	77
第3節 考察	79
第8章 評価制度の成立過程	
第1節 行政改革会議での動き	82
第2節 中央省庁等改革と評価制度	84
第3節 標準的ガイドラインの策定	87
第4節 考察	90
第9章 評価制度の見直し過程	
第1節 附帯条項に基づく見直し	93
第2節 民主党政権下での見直し	97
第3節 自民政権下での見直し	101
第4節 考察	104
第5節 第2部の小括	106
第10章 結語	
第1節 本研究の結論	107
第2節 評価制度の実効性	110
第3節 本研究のインプリケーション	117
第4節 最後に	118
補論 評価制度導入以前の政策評価研究	120
付録	128
初出一覧	133
謝辞	134
参考文献	135
資料	146

2. 論文の概要

本論文は、日本の政策評価制度(以下では、評価制度)における評価行動が評価結果を歪めているか否か、この点の解明を研究目的としている。ここでは、「評価行動」とは、政策評価を実施する行政機関内の評価作業にかかる一連の動きのことを、また「評価結果を歪める」とは、制度趣旨に沿った厳格で客観的な評価ではなく、同趣旨と

は乖離した目的を持って評価結果を意図的に産出することを指している。この研究目的を達成するため、本論文では、評価制度の中核である各行政機関による内部評価、その中でも事後に実施する実績評価を対象として、評価制度における評価行動を実証的に、また同行動が発現する制度的な要因を探索的に考察するため、定性的及び定量的分析が試みられた。その概要は、以下の通りである。

第一章序説では、上記の研究目的を達成するため、研究対象として実績評価方式による事後評価に焦点を絞る必要性を示した後、主要設問1として、「評価制度の評価行動とはどのようなものか」を設定し、更に、「評価制度は、主要設問1で可視化された評価行動を何故受容するのか」を主要設問2として挙げている。これは、評価行動の具体が可視化されれば、同行動が評価制度の評価結果を歪める事象であるか否か、説明できるからであり、加えて、制度設計の沿革と意図的な評価行動との間に何らかの因果的な関係が見つけられれば、当該行動が存在し続ける事由が明確になる可能性があるからである。これらを分析に向けて操作化するために、両主要設問を、それぞれ三つの調査設問に敷衍する。主要設問1では、後述のように先行研究から導出された評価行動仮説を設定し、その上で、「仮説に基づく評価行動は実際に発現しているのか」、「評価行動仮説はどのようにモデル化されるのか」、及び「評価制度の評価行動はどのように因果的に説明されるのか」という三つである。更に、主要設問2に対しては、「現行制度の枠組は評価行動をどのように統制しているのか」、「(可視化された)評価行動の発現を許す制度設計はどのように形成されたのか」、及び「見直し過程において制度設計の見直しはどのように議論されたのか」という三つである。

続いて、上記調査設問の分析に向けた調査・分析方法が議論される。実際の評価行動の確認、評価行動仮説のモデル化、評価行動モデルの因果メカニズム探求、現行制度の枠組上の問題の特定、及び評価制度の成立及び見直し過程上の問題の探求という手順が示され、最終的に評価従事者への質的インタビュー調査が実施される。これらの分析と論述を進めるために、第1部(第2章～第6章)評価行動の検討編、そして第2部(第7章～第9章)制度設計の検討編の二部による論文構成が示されている。第1部では、評価制度の評価行動を実証的に考察し、その因果的連鎖を解明するとされ、第2部では、第1部で可視化された評価行動を制度設計はなぜ受容するのか、その理由を現行制度の枠組や評価制度の沿革から考察するとされている。そして、こうした分析結果としての第10章結論の方向性が、概観されている。

第1部第2章では、本研究の意義を説明するため、評価制度に関わる先行研究に批判的検討を加えている。先行研究の多くは、評価結果の質の問題、評価結果を活用できない問題、評価結果の妥当性確保の問題を指摘し、関連資料等の緻密な内容分析による成果であり、評価実務にも貢献してきたものといえる。他方、より深く究明するには、先行研究の二つの不徹底が指摘される。一つは、論じられている諸問題がそもそもなぜ発現するのか、その原因追及の不徹底である。当該問題が評価制度の実効

性を阻害していたとしても、問題事象の発見や観察は単なるスナップショットに留まる。非連続的、静態的な個別事象の積み上げでは、評価制度上の問題の本質を浮き彫りにすることは難しく、評価制度の諸問題を解きほぐすには、評価従事者という概念レンズから評価行動を因果的に解明することが不可欠である、としている。今一つは、実証分析の不徹底である。先行研究の各知見は、確かに観察困難な事象においても丁寧な説明を試みている。しかし、各知見が実際に制度機能を阻害しているのか否か、そのための考察が伴っているとは必ずしもいえない。実際に発現しているのか否か、その発現は例外的事例なのか否か、実証分析なくしてこれらを議論することは、十分な説得力には欠ける、とされている。よってこれら批判的検討を踏まえた結果として、本研究における評価行動のありさまを実態的に解明する意義が導き出されている。

第1部第3章では、合理的選択を基本的な前提として、政治学・行政学における官僚行動研究、及び公共部門評価に関わる法則的な知識の集積である評価理論を援用し、評価行動仮説が導き出されている。この評価行動仮説では、評価従事者の意図する評価目的が意図的に評価結果の特性を規定することを前提に、評価従事者の「評価目的」、評価従事者の目的に従う「活用行動」、これらによって産出される「評価結果」という構成要素が提示されている。具体的には、評価従事者が評価を規定する評価目的として、「行政資源の獲得のための支援」、「予定調和の制度運用」、「活動功績の積極的標榜」が指摘され、その実現を目指す評価従事者が目論む評価結果の特性として、「高い評価判定の提示」及び「既存の政策情報へ追従」が為される、との仮説が提示されている。

第1部第4章は、「仮説に基づく評価行動は実際に発現しているのか」を問うものである。ここでは、法科大学院制度の実績評価を事例として、その内容分析を基に評価行動仮説の発現の検証がおこなわれている。実績評価書等の内容を精査した結果、評価結果の特性とされる「高い評価判定の提示」の発現、更にはそれを産出する意図ある活用行動の具体、すなわち「判定結果」の規定事項を変更する動きが確認された。また、「既存の政策情報への追従」については、評価結果の説明及び専門職大学院プログラムの修正を誘導した政策動向が特定され、評価結果と政策情報との因果性の確保を目論んだ意図ある活用行動の存在が確認された。しかしその一方で、分析の過程において、評価行動仮説において説明できない動きもあったことから、一つの修正が求められた。つまり、「高い評価判定の提示」及び「既存の政策情報へ追従」に影響を及ぼさない判定指標や判定基準の変更行動(評価目的に従う活用行動)を、「既定路線の堅持」という目的とそのための「中庸化された情報の提示」という評価結果の特性を組み込むことで、当該行動の合理性を説明しようとする、とされている。

前章の分析結果は単一事例分析の結果である以上、評価行動の一面が抽出されただけに過ぎず、確認された具体の活用行動は当該事例に限定される。よって第1部第5章では、「評価行動仮説はどのようにモデル化されるのか」(調査質問 1-2)、すなわ

ち評価行動仮説が評価制度全体に当てはまるのか否か、その検証のための定量的分析がおこなわれている。中央府省 983 名の各課長に対してアンケートを送付し、160 名の回答を得て、評価行動モデルを確認している。本分析では、①「評価目的」及び「活用行動」を独立及び媒介変数として準備し、かつ②その中で有意性の高い変数を3つの評価結果の特性ごとに抽出し、③三つの評価結果の特性ごとに適合度の高いモデルが構築された。①の各変数は、米国政府監視院のアンケート調査項目を参考に設定され、②の変数は階層的重回帰分析によって抽出された。評価結果ごとのモデルは、パス解析により全体の一つのモデルとしての適合性が高くなる変数で構成されている。

第1部第6章は、「評価制度の評価行動はどのように因果的に説明されるのか」への分析である。これは、三つの評価行動モデルが、なぜ発現するのか、その因果的説明を明示できてはいないからである。よって本章では、三つの評価行動モデルに対して具体の因果的説明を付与し、因果メカニズムと評価行動を記述するため、評価従事者へのインタビュー調査による定性的分析が実施されている。同調査の対象となったのは、評価実施機関(計 21 機関)の評価部門職員であり、各回において半構造化インタビューが各一時間程度為された。調査結果を精査し、因果メカニズムとして記述された評価行動として、三点が抽出された。まず、高い評価判定を評価結果として提示する評価行動メカニズムである。評価従事者は、行政資源を獲得する、もしくは自らの活動業績を標榜するために評価制度の利用を企図する。なぜならば、行政職員にとって行政資源の獲得は自らの存在を示す証左であり、政務職も評価結果に関心を示す場合があるからである。また、一部の評価従事者にとっては、個人評価の評価目標と施策の評価目標が連動することで、政策評価の結果が個人の評価に影響を及ぼす場合もあるからである。よって、これらに対する事前の対処策として、高い評価判定を評価結果として提示することが必要となる。そのため、判定結果が良くないと想定される場合には、分析情報には含まれない新たな根拠を定性的に記載し、総合的に判定結果を高めようと目論まれる。もしくは達成可能な評価目標をあらかじめ設定する。また、パイロット事業のような本格的な導入を目指す施策や事業については、それらの拡大を目指し、評価の優先順位を調整し、判定結果を高めようとすることもあり得る。

次に、評価結果を既存の政策情報に追従させる評価行動メカニズムが見出される。評価従事者は、行政資源を獲得する、もしくは予定調和的に着実に円滑な制度運用を遂行するために評価制度の利用を企図する。なぜなら上記と同様に、行政職員にとって行政資源の獲得は自らの存在を示す証左であり、政務職も評価結果に関心を示す場合があるからである。また、評価部門は、自らの責務として、評価制度の趣旨に沿った運用の遂行に努めようとするからである。概して、事務職は行政事業レビュー等の場で、また政務職は与党部会等の場で正確な説明が求められる。よって、これらに対する事前の対処策として、既存の政策情報に追従する評価結果を産出することが必

要となる。そのため、分析情報の正確な活用に留意しながら、一連の政策情報と整合性がとれた情報を評価結果に記載しようと目論まれる。時には外部有識者の意見を意図的に利用し、評価書としての向上が目論まれている。

第三に、中庸化された評価結果を提示する評価行動メカニズムが析出された。評価従事者は、行政資源を獲得する、もしくは予定調和的に着実に円滑な制度運用を遂行するために評価制度の利用を企図する。なぜなら上記両点と同様に、行政職員にとって行政資源の獲得は自らの存在を示す証左であり、政務職も評価結果に関心を示す場合があるからである。また、外部の政策アクターや世論の捉え方に十分配慮しなければならないからである。概して、評価結果が低くなると、査定部門はそれを根拠に使い、予算の減額を図ることも考えられる。また、正確に記述することで外部の政策アクターとの関係が悪化する場合もある。更には外部有識者をはじめ世論といった社会的情勢とのバランスを考慮しなければ、評価結果に対する批判が生じる恐れもある。よって、これらに対する事前の対処策として、中庸化された情報を評価結果として提示することが必要となる。それ故、判定結果が良くないと想定される場合には、分析情報には含まれない新たな根拠を定性的に記載し、総合的に判定結果を中位程度にまで引き上げようと目論まれる。また、目立たぬよう、あらかじめ他の政策との横並びとなる評価結果、もしくは良くも悪くもなく、曖昧な表現による中庸な評価結果を産出する。

以上のことから第1部では、評価行動仮説を実証的に考察し、評価制度における意図ある三つの評価行動のありさまが可視化された。それぞれの評価行動のメカニズムは、評価従事者、中でも行政職員自身によって意図ある評価結果が産出される構図を明確に描き出している。よってこれら三つのメカニズムが、主要設問1である「評価制度の評価行動とはどのようなものか」の答えとして示されることになる。

第2部では、評価制度は各行政機関が評価結果を自らの政策に適切に反映させるための制度であるにもかかわらず、「評価制度は、これまでの分析で可視化された評価行動を何故受容するのか」、その答えを制度設計の視点から解明するものである。まず第7章では、評価行動を適切に統制すべき具体の仕組みを考察し、「現行制度の枠組は評価行動をどのように統制しているのか」を問うている。この考察の結果として、評価制度には評価行動を適切に統制する仕組みが講じられていないこと、統制する仕組みは各行政機関の裁量に白紙的に委ねられていること、その結果として、意図ある評価行動の発現が、各行政機関が作成する実施ルールによって受容されていることが明らかになっている。

第2部第8章では、「可視化された評価行動の発現を許す制度設計はどのように形成されたのか」、すなわち評価制度の成立過程を考察し当該仕組みが形成された経緯を探索している。その結果、成立に着手された当初設計案の一部が異なる方向へと転換され、その結果として、意図ある評価行動の発現を受容する現行制度の枠組が形成されたことが明らかにされる。そのうえで意図ある評価行動が発現する事実を前

提とし、この転換の動きを探り、「評価制度の内生化」という概念を導き出している。これは、意図ある評価結果の産出を目論み、評価作業に対する外部からの介入を防遏し、評価作業を、政策を掌理する行政機関、更には各機関内の政策部門の統制下にできる限りを留め置こうとする動きのことである。各行政機関は、この評価制度の内生化によって、評価作業の操作に都合の良い評価制度を手中に収めることとなったと指摘する。

第2部第9章では、「見直し過程において制度設計の見直しはどのように議論されたのか」、制度成立から今日までの見直し論議を考察し当該仕組みが維持される理由を探索する。この考察の結果では、評価制度における一連の見直しは、同制度の改善に一定の影響を及ぼしていたこと、しかし、その多くは評価制度の効率化への貢献であったこと、よって意図ある評価行動の統制という観点からは十分な見直しとはいえなかったことが明らかにされている。すなわち、具体の対応策の多くは不徹底であり、逆に、評価の効率化が更に統制を緩める作用をもたらし、結果的には、評価の実施ルールが各行政機関へ白紙的に委任されている枠組は現状維持のままとなっている、と指摘されている。

以上のことから第2部では、「評価制度は、これまでの分析で可視化された評価行動を何故受容するのか」に対する答えとして、①現行の制度枠組では、評価行動を適切に統制する仕組みが実装されておらず、評価作業の実施ルールについては各行政機関へ白紙的に委任していること、②当該制度設計は、制度成立過程での方針転換を受けて確立されており、当初方針とは異なり、当該過程において評価制度の内生化といった動きが加速するに至ったこと、③評価制度の見直しの動きが同制度を改善するうえで不徹底であり、各行政機関が実施ルールを作成する弊害等にまで具体の論及が及んでいないことを挙げている。更にはこれら評価制度が意図ある評価行動を受容する制度的理由から、評価制度における意図ある評価行動は必ずしも偶発的な発現ではないことが、指摘されている。

第10章結語では、まず基本設問「評価制度の評価行動は評価結果を歪めているのではないか」に対して、「評価制度の評価行動は評価結果を歪めている」という結論を導き出している。これは第1部の評価行動の検討で可視化された意図ある評価行動の存在、更には第2部の制度設計の検討で明らかになった、意図ある評価行動の発現が必ずしも偶発的とはいえないような制度設計の沿革に依拠するものである。

ここでは、本研究の淵源ともいえる評価制度の実効性についても検討を加えられている。上記結論を前提に、制度設計の主たるアクターである行政職員もしくは行政職員集団の行動様式に影響を及ぼす日本における行政の組織的特性に着目する。この組織的特性が如何に評価制度の阻害要因となりうるのか、これを当該特性と評価制度との非親和性の観点から説明し、その制度機能の脆弱性を指摘している。最後に、評価研究の外延拡大といった本研究の学術的インプリケーション、制度運用上の普遍

的問題の提示といった社会的インプリケーション、更には本研究の限界・課題等を述べるとともに、本研究知見による学術・社会への貢献に期待を込め、本論を締めくくっている。

3. 論文の特色と評価

本論文の独自性、及び特筆すべき学術的貢献としては、次の諸点が考えられる。第一に、本論文は、日本における政策評価制度の導入と展開の経緯を詳細に追究した研究成果として、高く評価できる。当該制度が導入される以前の状況を考慮しつつ、当該制度の設計段階、その成立過程、及びその見直し過程に関して、丹念に文書分析を展開し、その事実関係を的確に纏め上げると共に、それぞれの段階での特徴を考察することによって、政策評価制度の実態を分析する上での基盤を明確にしている。特に、設計段階では、内部評価と外部牽制の関係を議論して現在まで影響している問題点を浮き彫りにしている。また、成立過程に関しては、行政改革会議との関係、中央府省改革進展過程における政策評価制度の位置づけ、及び標準的ガイドライン策定に向けた現実の動向を分析して、現行制度が導入される状況を具に分析している。そして、制度導入後の一定時期において、関連法に規定された附帯条項を根拠とした見直し、政権交代後当時の民主党が主導した見直しの状況、そして政権復帰した自民党政権が試みた見直し、これらを比較することによって、日本における政策評価制度の特質を明確にしている。当該制度に関するかかる包括的研究は、ほとんど見当たらないと言えるだろう。その意味で、本論文の理論的貢献は、多大なものがある。

続いて、日本の政策評価制度に関する実証研究がほとんど為されていない中で、評価従事者の実態に着目した実証分析を試みて、一定の成果を挙げていることは、特筆すべきである。その手法として、四段階の手続が踏まれている。まず、先行研究の十分な検討に立って、その補完されるべき論点を抽出した上で、具体的な評価行動に関するリサーチクエスチョンと仮説を設定し、本研究において解決されるべき論点を明確にしている。次に、この仮説を検証するに際しては、法科大学院認証評価に関する文書分析を展開して、一定の評価行動仮モデルを設定している。更に、この評価行動仮モデルの検討において、日本の中央府省各課長に対するアンケート調査を行い、このモデルの妥当性を検証している。そして最後に、アンケート調査結果を踏まえて、評価行動モデルの背景を追究すべく、中央府省各政策評価担当課長に対するインタビューを実施して、設定した評価行動モデルの妥当性検討、設定した仮説の検証、及びリサーチクエスチョンへの回答を試みている。こうした先行研究と固有の文書分析に根差したモデルの設定、及びアンケートそしてインタビューに基づいたモデルの検証という実証分析は、日本における政策評価制度研究では、大変意義ある研究成果となっている。

更には、上記の実証分析の結果、政策評価制度における評価行動の理念的枠組

み、制度的構造、具体的動態、及び評価結果の意義を明らかにした点が、研究成果として新鮮であり、非常に重要である。本研究が実証分析を通じて解明した限りでは、現実の評価行動は、政策評価制度が期待するものとは必ずしも一致せず、むしろ評価従事者が一定の意図を以て政策評価を下しているのではないか、という点が浮き彫りにされている。

まず、評価従事者の意図に従った評価結果が産出される実態が明らかにされた。具体的には、本来の制度目的とは乖離した、評価従事者が持つ「行政資源の獲得の支援」、「予定調和的に着実に円滑な制度運用」、「活動功績の標榜」といった三つの評価目的によって、評価制度が規定されること、更には、当該目的によって、「高い評価判定の提示」、「既存の政策情報への追従」、「中庸化された情報の提示」といった三つの評価結果の特性が評価書内に意図的に記載されること、これらが解明された。

加えて、かかる意図ある評価行動が発生する背景として、現行制度の枠組みが評価行動を統制する仕組みを持ち得ていないこと、及びその仕組みの実装化を各行政機関の裁量に委任していることが、明らかになった。そして、かかる裁量委任的評価制度は、成立過程において制度方針が転換されていたこと、及び見直し過程における対処策が不徹底であったことが要因となり、存在し続けていることが明らかになった。意図ある評価行動の発現は、制度設計によって受容された結果である一方、そのような設計は偶発的な産物の結果ではなかったことが析出された。こうした詳細な実証分析は、大変独自性ある分析であり、今後の更なる検証と議論の展開を促すものと言えよう。その意味で、本論文は、行政学における新たな研究の展開に資する可能性を十分に内包している。

他方、最終口頭試問では、審査委員より以下のような意見や疑問が出された。第一に、取得データの分析・公表時期、及び論述上の用語の観点である。まず、本研究でアンケート調査が実施されたのが、2016年3月であり、その分析に基づいてインタビュー調査が為されたのが、その後の3か月間である。この点で、博士学位申請の手続そのものに時間を要したとしても、もう少し早い時期に論文として公表していた方が、もっと意義が高かった、との指摘が為された。また、疑問の対象となった用語としては、評価行動仮説、内生性、中庸化といった言葉が挙げられる。論文の趣旨に鑑みれば、むしろ、意図ある評価行動仮説、と記した方が、仮説の示す方向性がより明確となり、論述主旨がよりはっきりしたのではないかと、この意見が示された。また、内生性、及び中庸化という用語は、必ずしも概念として内容が明確ではないにもかかわらず、論文中での定義や説明が十分ではないのではないかと、この質問が為され、結果としては、口頭での説明で補足され、疑問は解消された。しかしながら、データ処理の時間、及びより適切な用語の選択は、本研究を更に発展させる場合、ないし今後本研究が公刊される場合には、十分に考量されねばならないであろう。

第二に、本研究の理論的意義に関して、現状以上に論文内で明確に意識し、記述

すべきであったのではないか、との指摘が為された。例えば、評価制度一般には、業務改善ツールとしてどれだけの意義を持ちうるのか、つまり制度そのものの持つ評価能力に対する事前評価 (Evaluability assessment) が重要な意義を持っている。本研究は、この評価能力の事前評価に関して、制度設計、成立過程、及び評価実態の観点から、一定程度で分析の視座と手法を提示している。この点に関して、十分意識して議論すべきである。加えて、官僚行動の観点では、評価当事者が評価を実施する際の目的、及びそれを基盤に形成される評価結果の図式には、希少資源下の最大動員システムという官僚研究の常套的視座が見て取れるが、この点での議論の広がりとは本研究の貢献に関して、やはりもっと意識して記述すべきであったろう。そうすれば、本研究の意義と発展可能性が更に明確となるであろう。

第三に、本研究の理論的背景としての NPM (New Public Management) 理論との関係に、もっと言及すべきではなかったか、との指摘も重要である。分析を政策評価制度とそこにおいて展開される評価行動に限定し、論点の拡散を回避するため、敢えて NPM への言及を見合わせた可能性がある。しかしながら、制度設計過程における NPM 理論との関係、成立過程での NPM 理論への配慮、見直し段階での NPM 理論への回帰等、必ずしもそれに重点を置く必要はないものの、一定の言及を施しておけば、他の研究成果との関連での議論の広がりが、より可能となるのではないだろうか。

以上の諸論点は、本論文に帰されるべき根本的問題点では全くなく、むしろ本論文における議論をより説得力のあるものとし、今後本論文を出版し研究をさらに発展させていくための改善可能性を示唆するものである。そのため、これらの論点は、本論文の分析から得られた結論の妥当性や本論文の学術的意義を、聊かも減ずるものではない。

4. 結論

本論文は、日本における政策評価制度に関して、これまで本格的に展開されることの少なかった動態的研究として、先行研究の丹念な渉猟に基づいた補完的論点の抽出とその検証に向けたリサーチクエスチョンと仮説の提示、法科大学院認証評価を実例とした文書分析に基づくモデルの提示、中央府省各課長に対するアンケート実施に基づく当該モデルの確認、及び中央府省担当課長に対するインタビューを通じた仮説の検証、これらの段階的議論を通じて、自ら設定した課題に対する一定の回答を導き出している。本論文の導き出した結論は、行政学分野における政策評価制度の研究に興味深い理論的貢献を果たして居り、その議論の独自性は大いに評価できるものである。よって、審査委員全員は、これらの学術的貢献を高く評価し、本論文が博士 (公共経営) の学位を授与するに相当である、と全会一致を以て判断する。

2018年7月04日

主査 縣 公一郎 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学)
(Dr. rer. publ.(シュパイア-行政大学院))

副査 山 田 治 徳 早稲田大学政治経済学術院教授(計量行政学)

副査 稲 継 裕 昭 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学、公共経営論)
(博士(法学)京都大学)

副査 山 谷 清 志 同志社大学政策学部教授(行政学)
(博士(政治学)中央大学)

副査 源 由理子 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授(社会開発・評価)
(博士(学術)東京工業大学)

